

西条市監査委員 殿

西条市長 玉井敏久 印

平成 30 年度財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

平成 31 年 3 月 14 日付西監第 120 号の財政援助団体監査の結果報告に基づき、又は財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査対象部課等	保健福祉部 社会福祉課
措置の状況	■措置を講じた □措置を講ずる予定 □措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(6) 西条市民生児童委員協議会に関する指摘事項</p> <p>ア 団体事務局の事務処理について 事務文書の処理において、会長を最終決裁者とするなど決裁区分の見直しを行い、適切な文書管理に努められたい。</p> <p>(7) 保健福祉部社会福祉課に関する指摘事項</p> <p>ア 補助金交付事務について 補助金額の確定について、地方自治法施行令第 143 条第 1 項に規定されている「歳出の会計年度区分」に基づき、「支出負担行為をした日の属する年度」に実績報告書等の内容を精査のうえ、補助金額の確定に係る決裁処理をされたい。</p> <p>イ 準公金の取り扱いについて (a) 「西条市民生児童委員協議会におけ</p>	<p>(6) 西条市民生児童委員協議会に関する指摘事項</p> <p>ア 団体事務局の事務処理について 今後は、西条市事務決裁規程に準じ、部長を会長、課長を事務局長と読み替え、決裁区分を明確に区別することと改め、より適切な文書管理に努めることとした。</p> <p>(7) 保健福祉部社会福祉課に関する指摘事項</p> <p>ア 補助金交付事務について 交付した補助金については、当該補助金の支出負担行為をした日の属する年度内における確定の決裁処理を徹底することとした。 また、西条市民生児童委員協議会に対しては、当該補助金の交付を受けた日の属する年度内に、実績報告書等の関係書類を提出するよう指導を行った。</p> <p>イ 準公金の取り扱いについて (a) 西条市民生児童委員協議会及び各地</p>

る「準公金取扱いマニュアル」に基づく払込み、払出し等の伝票処理がなされていない事例が見受けられたので、同マニュアルに基づき適切な会計事務処理をされたい。

(b) 準公金の取り扱いに際し、長期間の現金保管や立て替え払いをしている事例が見受けられたので、やむを得ず現金を取り扱う場合は、適切に管理されたい。

区民生児童委員協議会の事務を処理する職員は、準公金の出納事務に際し、「西条市民生児童委員協議会における準公金取扱いマニュアル」に基づく伝票を必ず作成するとともに、西条市会計規則に準拠して、請求書等の関係書類を添付するなどの適切な会計処理を行うこととした。

(b) 西条市民生児童委員協議会及び各地区民生児童委員協議会の事務を処理する職員がやむをえず現金を取り扱う場合は、その入出金は当日中に行うことを原則とした。

また、立て替え払いは禁止するとともに、適切な現金管理のため「西条市民生児童委員協議会における準公金取扱いマニュアル」の遵守について、関係職員の意思統一を図った。